

## 総合口座取引追加規定

定期預金通帳・自動積立定期預金通帳を、ちばぎん総合口座取引にご利用になる場合には、前記〔I〕総合口座取引規定に次の規定を追加します。

1. 総合口座定期預金・担保明細帳（以下「担保明細帳」といいます。）には、ちばぎん総合口座の期日指定定期預金・自由金利型定期預金（M型）・自由金利型定期預金・変動金利定期預金・自由引出型定期預金・担保明細を記載します。
2. 総合口座取引規定の各条項における「通帳」には、ちばぎん総合口座通帳、ちばぎんカードローン通帳（兼総合口座通帳）のほか、担保明細帳を含むものとします。
3. 総合口座取引の定期預金を解約（一部解約を含みます。）・書替継続するときは、それぞれ担保明細帳を提出してください。
4. ちばぎん総合口座の普通預金口座を解約する場合には、ちばぎん総合口座通帳またはちばぎんカードローン通帳（兼総合口座通帳）のほか、担保明細帳も持参してください。

以 上